

議員提出第三十二号議案

消費者のための新たな訴訟制度の創設に係る意見書

消費生活相談の件数は、二〇一〇年度で約九十万件と依然として高い水準が続いている。これらの消費者被害は被害金額が少額から高額のものまであり、比較的高齢者と若年者に被害が発生する傾向がある。

一方、現在の訴訟制度の利用には、相応の費用・労力を要するところから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣位にある消費者は、被害回復のための行動をとることが困難である。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、できる限り消費者の請求権を束ねて訴訟追行ができるようにすることを企図し、消費者のためのあらたな訴訟制度の案が、消費者庁において準備されている。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、手続追行主体を内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定している。そして、訴訟手続きを二段階に区分し、一段目の訴訟で共通争点の審理を行い事業側の法的責任が認められた場合に、二段目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し被害回復を図るという仕組みになっている。

そのため、被害者である消費者は、自ら訴訟を提起する必要はなく、事業者の法的責任が確定した段階で、適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれるという、消費者にとって労力の面でも費用の面でも現行制度より負担が軽減される画期的な制度である。

またこれまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差し止め請求権を認めていたが、損害金等の請求権を認めていなかった。そのため、消費者被害の未然防止、拡大防止の効果は発揮されていたものの、消費者の被害救済には必ずしも結び付かないと言う課題を有していた。その課題に応える点からも、この制度案は評価できるものである。

よって、国会及び政府におかれては、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第六項の趣旨にのっとり、次の事項を実現するよう強く要請する。

一 現在、消費者庁において準備されている消費者のための新たな訴訟制度について、二〇一二年一月より開催される予定の通常国会の審議、議決を経て、早期にその創設を図ること。

二 同制度の実効性を確保する観点から、手続追行主体となる適格消費者団体への必要な支援を具体化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
内閣府特命担当大臣	山岡賢次殿

(消費者及び食品安全担当)